

五監公告第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成27年11月17日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

財政課

3. 監査の期間

平成27年9月28日～平成27年10月27日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>① 普通財産または土地開発基金として管理している財産については、効率的な運用と併せて経費の節減に努めなければならない。</p> <p>普通財産として管理している旧塵芥焼却場用地(村松1334-2)並びに建物について、景観及び安全面から早急に改善策を講じられたい。</p> <p>土地開発基金で取得した土地については、長年にわたり遊休状態と思われる土地が見受けられる。早急に検討され、有効活用を図られたい。</p>	<p>土地開発基金の土地につきましては、所在地及び近隣の状況を勘案し、関係課と利用方法の検討、協議を行い、基金財産における今後の運用及び処分を含めた有効活用に向けた検討を行います。</p> <p>旧塵芥焼却場用地内の建物につきましては、解体撤去に向けた準備を進め、景観保全及び安全確保に努めます。</p>